官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府令・省令〕
○指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・国土交通七）　一
〔その他告示〕
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件（国家公安委四八）　一
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件（同四九）　二
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条の二第一項から第三項までの規定に基づき、対象特別要人所在施設等を指定する件（警察庁九）　二
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務三二六）　三

府令・省令

○内閣府・国土交通省令第七号

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和八年法律第六十二号）の施行に伴い、指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年十月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗
国土交通大臣　井林　辰憲

指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令の一部を改正する命令

指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令（平成二十三年内閣府・国土交通省令第八号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条中「内閣府令・国土交通省令」を「防災庁令・国土交通省令」に改める。

附　則

この命令は、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）の施行の日（令和八年十一月二日）から施行する。

その他告示

○国家公安委員会告示第四十八号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年十月三十日

国家公安委員会委員長　葉梨　康弘

1　名簿記載者公告番号QI―213（エミリ・エドウィジュ・コニッグ（EMILIE EDWIGE KONIG））

(1)　変更前

旅券番号　フランス旅券05AT521433（2005年11月30日Sous-Prefecture of police of Lorient, Franceにより発行）

住所　シリア・アラブ共和国（2013年から居住）

名簿に記載された年月日　2014年９月23日（2016年６月24日及び2021年12月29日に改訂）

その他参考となるべき事項　シリアに渡航し、イラクのアル・カーイダ（AQI）（QE―48）としてリストに掲載されているイラクとレバント地方のイスラム国に加わったフランス人テロ戦闘員。インターネットを通じた過激化とアル・カーイダ（QE―1）のイデオロギー宣伝の面で活動。フランスに対する暴力的活動を扇動。テロ犯罪組織への参加を理由として、2015年６月12日、同人に対する逮捕状がパリ検察庁反テロ部門予審判事により発行された。国連安全保障理事会決議第2368号（2017年）に基づく見直しは2021年11月15日に終了した。ID番号は、(a)フランス国民IDカード番号050456101445（2005年５月19日Sous-Prefecture of police of Lorient, Franceにより発行）、(b)フランスIDカード番号020556102008９（2002年５月30日Emilie Edwige Konig名義で発行）。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

(2)　変更後

旅券番号　フランス番号　05AT521433（2005年11月30日にLorient, Franceにおいてsous-prefecture of policeにより発行）

住所　France（拘留中）